

運委参第497号  
平成26年3月28日

水産庁長官  
本川 一善 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘

### 遊漁船及び瀬渡船の乗揚、防波堤等への衝突事故の防止に関する意見について

平成25年8月及び9月に遊漁船が岩場に乗揚又は防波堤等に衝突する重大な船舶事故が連続して3件発生し、旅客を含む15名が重軽傷を負った。また、同年10月以降も3件の同種事故が継続して発生している状況である。

平成20年10月から平成26年2月までに認知した遊漁船及び瀬渡船（以下「遊漁船等」という。）による乗揚、防波堤等への衝突、養殖施設等の損傷事故は、63件に上っており、3月末までに56件についての船舶事故調査報告書を公表している。

これらを分析したところ、定係地への出入経路、利用頻度の高い釣りポイントへの経路等の航行に慣れた水域でありながら、船位を確認しない、よそ見、誤認等が重なり事故に至っているものが大半であり、前記のような水域でも、特に、危険と認められる場所を調査し、把握することが、望まれる状況にある。

したがって、航行に慣れた水域における特に危険と認められる場所を把握し、危険な場所を安全に航行できるよう、必要な措置を講じることについて、遊漁船等の事業者の指導を行う必要があると考えられる。

このことから、当委員会は、遊漁船等を利用する釣り客の安全を確保するため、遊漁船業の適正化に関する法律を所管する水産庁長官に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について、通知方よりよくお取り計らい願いたい。

### 記

水産庁長官は、釣り客が乗船した遊漁船等の乗揚、防波堤への衝突等により、多数の負傷者等が発生していることから、遊漁船等の利用者の安全確保のため、遊漁船等の事業者又は遊漁船等の業務主任者に対し、次のことを周知徹底するよう、都道府県知事等に助言するとともに、これらを確実に実施させるための手段を検討すべきである。

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に、危険と認められる場所について、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行うとともに、航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行等を行うこと。